

昭和四十年五月二十五日(火曜日)

午後一時四十分開會

出席者は左のとおり。

委員

政府委員

說明員
常任委員會專門員
伊藤 清君

内閣總理大臣官房 参事官	内閣總理大臣官房 庶長	三井 芳文君	八段 藤一郎君
-----------------	----------------	--------	---------

本日の会議に付した案件

憲法調査会法の廃止及び臨時司法制度調査会設置法等の失効に伴う関係法律の整理に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長（柴田榮君）　これより内閣委員会を開会

いたします。

憲法調査会法の廃止及び臨時司法制度調査会設置法等の失効に伴う関係法律の整理に関する法律案を議題といたし、質疑を行ないます。

政府側からは、竹下内閣官房副長官、高辻内閣法制局長官、大友憲法調査会事務局長事務代理、鹽野司司法法制調査部長が出席いたしております。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○伊藤類道君 前回に引き続いて二、三お伺いし

たいと思いますが、まずお伺いしたいのは、佐藤内閣の憲法改正問題に対する基本的な考え方、こういうことに関連してまずお伺いしたいと思います。

佐藤内閣は、成立したその直後の第四十七国会で、昨年の十一月であつたと思いますが、衆議院の予算委員会で総括質問がありましたその冒頭で、池田総理の憲法改正に対する考え方と佐藤総

理のそれとは明らかに違ひがあつたというところ、こういうことが問題となつたわけですが、そこで、まず佐藤総理は、昨年の七月に総裁立候補の際には、憲法問題は国民世論の熟するのを待てと取り上げた、取り組むと、こう言つておられたわけですが、この終りでは、佐藤総理の考え方も地固

総理の考え方も食い違っていないと思うので、この限りでは、とところが、あくまで自主的に

これを改正する、これはまあ自民党の立党の精神でもあらうと思いますが、この点については、池田総理は立党のこの精神を無視してきた、こうい

う点で自民党は見解が違ふ、考え方が違ふ、こういうことであつたと思うのですが、そこでお伺い

したいのは、やはり基本的な問題ですから、この
 閣議の前に明らかにする必要があろうと思う
 わけです。そういう点で、佐藤内閣としての憲法

改正に対する基本的な態度をここで明らかにして
いたきたい。この点からお伺いしたいと思いま

す

○政府委員(竹下登君) ただいまの伊藤先生の御質問でございますが、四十七前臨時国会の予算委員会であつたと記憶しております。私もその場に

おったのでありますが、基本的にはたいまい伊藤先生おっしゃいましたように、池田前内閣と、世論の動向を見て対処したいと思うという限りにおいては変わらないと思うのであります。ただあのときに申しましたのは、自由民主党の結党当時に

つくられましたところの覚則、その中の要綱、そういうものからして池田前総理がその要綱そのものをよく読んでいられなかったのではないかというふうなたしか表現をしたと私も記憶をいたして

おられます。が、今日、佐藤内閣といたしましては、その際にも申し上げたのでありますが、いわゆる国民のすでに血となり肉となつております民主主義、平和擁護というような点について、これ

をどうこうするといふ考えは全くない。憲法調査会の報告書も出た今日、いま一度国民の皆さまとともに憲法を私も一緒に読んでみようではないか、その上で機運の熟する国民的時限においてこれに対処していくべきだ、このように答えたところ私に記憶をいたしておりますが、その限りにおいて

でも池田前総理の考え方とそう違ってはいないというふうに私自身は理解をいたしております。

○伊藤道雄君 いま御答弁ではございましたけれども、結局、池田総理はこの立憲精神を無視しておるので、私とははっきり違うのだということを

言明されておるわけですね、佐藤総
理御自身が言明されておるのですから、このくら

い確実なことではない。ということになると、いまの御答弁では、あまり違わないのだということとは相いれないと思うのですが、この点はいかがで

すか。これは大事な問題ですから、はつきりさしてももらいたいと思う。

○政府委員（竹下登君） その予算委員会、私も出

席をいたしておりましたけれども、いま資料がございせんから、いささか記憶を呼び戻しながらのお答えになりますので、正確ならざる点もある

ろうかと思いますが、それは池田前総理が自分の任期中に憲法改正をしないということを言明をなされたことに基づいていらした。このことがわが党の、あれはたまたましか政策要綱でありましたかに、自主的に憲法の改正をはかるといふその考え方と違つておる。自

分は、だから、今日いわゆる自分の任期中に改正をいたしませんという言明はするものではないという限りにおいて違っておる、このように当時の私なりの記憶を呼び戻しています。

○伊藤頼道君 私はここでまずお伺いしておるの
は、池田総理と佐藤総理との憲法改正問題に對す
る考え方の違いが予算委員会で指摘されたが、そ
の点はどうかという角度からお伺いしておるので

あつて、これは繰り返しお尋ねするようですね。でも、佐藤総理自体が池田総理とはこういうふうに進うんだということをはっきりさせておるわけですね。だから、そのとおり御答弁あれば問題ないわけです。大体お考えわかりましたから、次に、お伺いしたいのは、憲法調査会が報告書を出され

たわけです。したがって、これを受けとめた佐藤内閣としては、今後この憲法改正問題とどのような

○政府委員（竹下登君） 報告書を受け取りましたことを明らかにしていただきたいと思ひます。

今日におきまして、前池田総理の、たしか予算委員会での御答弁の中に、国会に専門の調査機関を

つくって云々という御答が、たしかございました。が、佐藤内閣といたしましては、この問題について話し合いをいたしまして、もとより専門の

調査機関等は、これは国会独自におきめになるべきことであるので、ただ、そうしたところでさら

に調査検討していただくことが望ましいという態度で臨むべきであらう、このような意思統一をいたしております。

○占部秀男君 関連。あとでまた憲法調査会の問題については伺いますが、いま伊藤委員がちょっと中座しておりますので、その間、臨時司法制度調査会と臨時行政調査会設置法の失効の問題について伺いたいと思うのです。私は内閣委員は初めてで、的の当たらない質問があるかもしれませんが、その点はお願いをしたいと思います。

この法律案の中身によると、臨時行政調査会の設置法が失効になったので、結局関係各法規を整理すると、こういうことになるわけでありすか。その点伺いたい。

○政府委員(高辻正巳君) この憲法調査会設置法のほうは実は期限がございませんで、これは特に廃止をするという措置をいたしませんと、実質、実体それ自身がなくならないわけでございますが、臨時司法制度調査会につきましては、この設置法の附則の第六項というのに、この法律は昭和三十九年八月三十一日限りその効力を失うというのがございす。そこで実はただいま読みました条項の申しておりますとおり、実は効力を失うという意味でこの際一緒に整理をいたすということになったわけでありす。

○占部秀男君 そうすると、この臨調のほうは、今度のこの法律によると廃止をするということになるのですか。

○政府委員(高辻正巳君) 臨時行政調査会設置法はもうやはり期限がございまして、やはり特定の時期を限りましてその効力を失うことになっております。

○占部秀男君 これもやはり期限立法、期間が定められておるといってございすね。

○政府委員(高辻正巳君) さようでございす。

○占部秀男君 そこで臨時行政調査会の答申といひますか、報告といひますかね、行政改革に関する

意見書ですか、よく字句は私知らないのですが、それがこの前、たしか昨年の秋でしたかね、内閣総理大臣に出されたと思うのですが、あの内容についてはどういふような取り扱いを内閣でしておりますか。

○政府委員(竹下登君) あれを受け取りまして、行政管理局長官が長となりまして関係次官を網羅いたしまして、行政改革本部というのをつくりまして、あの臨調の答申を尊重するというたてまえの上に立つてできるものから、いわゆる法律の改正等々を含まないでできる許可事務を簡素にするとかいふような問題もございすので、できるものから手をつけていこうというので、そのつど本部の会合が開かれ、事務次官会議に上がりますて、主たるものは閣議の了解事項として実施していこう、こういう今日姿勢をとっております。

○占部秀男君 もちろん意見書という報告書というか、それが秋に出されたのですから、まだ期間がそうたくさんあるわけじゃありませんが、われわれも政府側の処理の経過について無理に、期間の問題があるから、そう追及するわけじゃありませんが、あの臨調のたしか意見書には三つ大きな問題があったと思うのです。一つは、事務の簡素化の問題、一つは中央地方を通じての補助金の整理といひますかね、そういう問題、もう一つは公務員の労働関係についての問題があったと思うのです。そこで第一に事務の簡素化の問題ですね、これは何か具体的に各省間の事務あるいは中央と地方との事務の関係、これは当面緊急を要する問題ですが、これはある時期を置いてできるだけ実施しようというのですから、ある程度の時期を設定して、いまこの問題にかかっておるのですか。その内容はどういふ経過になっておりますか。

○政府委員(竹下登君) 正確を期する意味におきまして、法制局長官からいまの点をお答えしていただきたいと思います。

○政府委員(高辻正巳君) 実は、内閣法制局の固有の仕事ではなくして、むしろ、ただいまお話を

ございましたように、行政管理局長官が中心になっております行政改革本部あるいは行政管理局自身等でもやっております関係で、御満足のいたされる答えができるかと思ひますけれども、便宜申し上げますと、ただいま御指摘の三点というのはかなり重要な改革意見のものでございす。そのうちの行政事務の能率化といひますか、改善といひますか、そういうもののやり方として、私の承知する限り、行政改革本部にも議題が出ましたし、それで一応内容を検討いたしまして、実施機関としての行政管理局のほうで、いろいろな項目がございす。その項目につきまして、それぞれ一定の時期をめぐりて進め進めていくというふうなことで現にやっております私は承知しております。

それからただいまのお尋ねのほかに、先ほどのお尋ねにも関連がございす。確かに、行政機構の改革等につきましては、これはたいへん多くのわれわれ経験を持っておるわけですが、なかなか、ほんとうにうまくいかないのが実情でございす。そこで今度は、御心配のよう、どうしてもっていくかということがあるわけでございますが、御承知のように、これは参議院でもごやっかいになったはずでございす。たとえば行政監視委員会というふうなものを設置して行政機構の推進をはかるというふうなこと、つまり大もとから徐々にやっていくこと、細目の点につきましても、いま竹下副長官が言われましたように、できるものにつぎましてはさっそく手をつけていく、それにしまして、行政各省いろいろなものがあるわけでございますから、一応のめどをつけてやっていくというふうなかつこうで進めておるわけでございます。

○占部秀男君 補助金の整理の問題、これは法制局長官には無理ですから、私はまたあとに機会があれば伺ひますとして、この際、最後の公務員の労働協定の問題について伺ひしておきたいのですが、というのは、われわれも、この間ILOの特別委員会に出て、その前の予算委員会でも公

務員の労働関係の問題を質問しても、結局は法制局長官の意見がいろいろな点について大きく影響するわけですから、そこで、今度の臨調の意見書というか、答申書には、これは国家公務員、地方公務員によって幾らかの違いはありますが、労働基本権というものはやはり与えなくちゃならない、そこで労働組合をつくる、団結権を与えようじゃないか、ただし、それに伴う争議権には、これはもちろん制限をするし、団体交渉権についてもある程度制限すると、こういう形でやたらどうかという意見書が、私たしか出ていたと思うのです。今度ILOの特別委員会がああいう形になりました、公務員制度審議会ですか、ここでもりあえず国家公務員、地方公務員の労働関係の問題、これが発展していけば、公企労法、地公企労法の問題に及ぶと思うのですが、そこで審議されるということになる。法制局長官としては、やはり公務員に、たとえ制約された形であっても、やはり労働組合をつくる、法的に申しますと、いまの公務員法は身分法といひますか、あるいは任用法といひますか、そういう法律にして、労働関係は、やはり労働組合法に一応制限されても適用すべきじゃないかと、かように私は考へるのですが、この点の意見はいかがですか。

○政府委員(高辻正巳君) ただいまお話をいたしましたように、この問題はILO関係でも問題がございまして、臨調の答申にも実はそういうこととに触れたものがございす。さらにさかのぼって言いますと、だいぶ前でございますが、公務員制度調査会というものが、前にございまして、前の調査会でございますが、やはりそういうものが議題にのぼったことがございす。結局結論としては、御承知のように、今度できます公務員制度調査会で大いに検討してやっていくというわけでございますが、おまえの考えはどうかということでございます。まあそこで大いにやっておりますが、先生のおっしゃった中では、公務員についても、団結その他労働関係のことは、労働組合法の適用を受けるようにしたい

いじゃないかというお話をしていますが、まあ私は法の形式はたいした問題ではなくて、やはり中身だろと思うのですが、公務員につきましても、とにかく民間の労働関係におけるようなもの、これは違ふものがあることだけは、何としても否定はできない。公務員は全体の奉仕者だというそもその性格を持っておりまうから、その性格はどうしてもぬぐうわけにいかないといえれば、国家公務員法にせよ、あるいは労働組合法を適用する場合にせよ、その原則に対するやはり例外的な措置というものはどうしても要するのだということは、これはどうも認めざるを得ないと思うのです。要は、いまだる制度をどの程度まで変えていくかという問題になると思いますが、これはにわか私結論を出すのはいかかと思ひますし、また、その準備もございません。大体の考え方としては、ごく大ざっぱでございしますが、それで御許しを願ひたいと思ひます。

○伊藤道雄君 先ほど官房副長官に対して、憲法調査会の報告を受けた佐藤内閣としては、今後憲法改正についてどのように処置せられるのか、どういう取り組みをするのか、こういう点をお伺ひしたわけですが、このことさらに関連して、これは新聞報道によつて承知したわけですが、昨年末この法案が国会に提案されたその際、自民党の憲法調査会が中心になって、党としての態度を決定したと、そういう意味の報道があつたわけですが、その際の自民党の憲法調査会の態度というのは、どのような態度であつたか、この点を明らかにしていただきたい。

○政府委員(竹下登君) 直接的には、先生のたゞいまおっしゃいましたように、この憲法調査会を廃止する法律を提出するにあつて、それが機会となつて、自民党の憲法調査会長であります清瀬一郎先生と私どもと意見の調整を行なつたことがございます。その席上、自民党の憲法調査会としての統一見解という形であつたと記憶いたしておりますが、清瀬先生の御説明になりましたのは、今日の憲法は、民主主義、平和主義、人間尊重、

そうした大原則は、すでに国民の血となり肉となつておるものである。かなるがゆゑに、これらを基本的なものとして将来とも持ち統けていくということには変わりがない。しかしながら、現行憲法が、その制定当時の、占領下における混乱状態のもとに制定せられたその経過からして、いつの日か国民的次元において、その時点における国内的あるいは国際的諸問題とともに勘案してこれが改正をはかるべきものである。

なお、さらにこれは、たしか統一見解の中には書いてなかつたと思ひますが、清瀬会長のおっしゃつたことで私の印象に残つておりますことは、いわば非常にラフな言い方であるけれども、成立当時の経過をつまびらかに承知しておるものとしては、たとえそのまゝ同じものであつても、自主的に一度は国民的次元で改定されてしかるべきである、このような注釈がついておつたと記憶いたしております。

○伊藤道雄君 いま私がお伺ひする目的は、憲法の内容にわたつてまでやう時間的な余裕もありませんから、それはしばらくおいて、次の問題をお伺ひいたしますが、ちょうど法制局長官も見えておりますので、憲法資料調査室についてこの際お伺ひしておきたいと思ひます。調査会の報告書を受けた政府としては、昨年十月法制局に憲法資料調査室を設けられて、さらに検討を続けるということになつたと思ひますが、そこでお伺ひするわけですが、どのような検討を今後続けられるのか、また、将来の見通しは一体どうなのか。その受け入れ態勢について具体的に御説明いただきたい。

○政府委員(高辻正巳君) たゞいま御指摘のように、憲法調査会の報告書が出てまいりまして、政府のほうといたしましては、内閣法制局、われわれのところは憲法資料調査室というのを設けまして、そこであとを引き受けたかっこうでおるわけでございます。ついでに構成を申し上げますれば、室長たる参事官一名と、事務官二名の三名でございしますが、

そういう室ができております。その室の所掌事務として、憲法調査会の行なつた報告並びにその議事録、あるいは関係資料の内容の整理に関する事項が一つ。もう一つは、憲法調査会の報告に関する補充調査に必要な資料の収集に関する事項、こういうようなことが中心の事務のようになっております。その中身についてさらに必要があれば、室長のほうから御説明申し上げます。

○伊藤道雄君 その施行令を見ますと、憲法調査会の報告とか、あるいは議事録それからその他の関係資料、こういう内容の整理に関する事項、また、報告に関する補充調査に必要な資料の収集に関する事項、こういうことを所掌をすることになつておるようですが、補充調査に必要な資料、文字の意味はわかりませんが、一体どういうことなのか。こういうことを含めてひとつ具体的ににわたりやすく仕事の内容を御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(大友一郎君) お答えいたします。私、いま憲法調査会の事務局長の事務代理になつておりますが、本務は、いまお尋ねの内閣法制局の憲法資料調査室長を命ぜられたものであります。それで長官がおっしゃいました内容をもう少し具体的にというたゞいまお尋ねでございますので申し上げます。

憲法調査会の報告書及び議事録、資料の整理等でございますが、これは先生も御承知のように、きつめて膨大にのぼるものでございます。そうして憲法論議、憲法意見につきましては、これまた御承知のように、改正を要するとし、あるいは要しないとし、あるいは要しないまでも運用の改善をはかるべきであるというようにいろいろさまざまのものがあつております。一本になつておるわけではございません。さらに結論的にそういうように多様でございますのみならず、その論拠とするものも種々さまざまのものがあつてあります。さらにこの調査会の報告書といふものは、憲法改正是非についての意見だけではありませんが、御承知のように、いろいろな事実調査と

いうのがございます。参考人としておいで願ひました憲法の運用に係る皆さんの御所見、これがございします。それから制定の事情の諸事実がございします。のみならず、今度は国民の憲法に対する考えというところで開きました公聴会、それにおきます意見というものもございしますわけでありまして、海外の調査を行なつたりいたしてゐるわけでありまして、そういうふうな資料にも、要するに、改正の議論だけではなくて、憲法をめぐる各般の事実調査をやつてゐる、そういうものが綴り込まれて、これが報告書の内容をなすわけでありまして。

そこで調査会といつたしましても、順次段階的にしほつてまいりまして、要點々々とやつてきたわけでありまして、もう少し要點と申しますか、それを的確につかむ、理解するといふことが必要じゃないかと思うのでございします。そこでそういう論議との関連を見まして、ずっと一本になつたものをそれぞれの事項の問題点ごとに整理する必要があるのじゃないか。それから改正の要否の議論と、現実に憲法の運用に当たつてゐる人の御意見、国民の声、海外の学識者の意見というものを通して、はつきりとそういうものの比較対照、そういうものも整然とした姿で見られるようにつくるべきじゃないか、こういうことが政令の趣旨じゃないかと思ひます。政令の文言がわれわれの使命でございしますが、その進め方といたしましては、いままずその報告書を読む、読んで十分にすつきり必ずしもわかりかねる点がありますれば、議事録にまで戻りまして理解につとめ、そして形といたしましては、要約、要點がクリアにわかりまして、各委員の御意見というものと、参考人の御所見、公聴会における国民の声というものが連関してわかるようなものをわれわれとしては考えたい、こういうことでございします。それからもう一つの仕事は、補充調査といふことでございします。これはまず第一にすぐ考えられ

ますことは、憲法調査会の報告書が出まして、これに対する批判、もしくは御意見というものは一体どういふものであらうかというものをまずキヤッチして、キヤッチしたものを私も勉強いたしまして、骨子とするものはどういふものであるかというのをまず第一になすべきじゃないかと思うのであります。

それから報告書の出ましたのは昨年の七月でございますが、かなりの日は流れているわけでありまして、憲法記念日でありますとか、そういうことをめぐりまして、この調査会の報告書が出ましたあとにおいても、憲法につきましても議論というものがあつたわけでありまして、国会の内部においてもあつたわけでありまして、それ以外にもあつたわけでありまして、そういう調査会の活動が終つた以後における憲法論議、こういうものをやはりあつてつけなければならぬ、そうして要点をキヤッチしておく、これがやっぱり一番重点的になされるべきことであると思つてゐるわけでございますが、さらに憲法調査会が、論議をやるだけではないと思つて、その基礎になります、前提になります制定の経過、運用の実際等につきましても、世論の動向につきましても、いろいろと調査をやつたわけでございますが、私のところの室ではいま長官からもお話がありましたように、私を入れますとわづか三名という程度のものではないと思つても、

「ジュリスト」とか「法律時報」だとか、そういう目ぼしいものに出ました運用関係の資料でありますとか、それからかりに制定関係でもすべからず事実が出るというところであります、そういうことが補修的に行なわれる調査であるというふうに考へておるわけでございます。それから、憲法調査会にいろいろな資料等がたぐさんあるわけでございますが、これも非常に整然とした姿においてやはり整へたいということでございます。実際の問題としまして、憲法調査会の図書とか、資料とかというものは、全部ここに移されてゐるわけでございます。そういうものは憲

法調査会なんといひましても、走るに急でございます、整理というまですべて、とても十分だったというには必ずしもいつていない面があるわけでございます。そこで、私の現実の姿と申しますが、それがすなわち室の姿でございますけれども、憲法調査会のそういう資料をきちんとするということにも十分の時間をさかしていただいております、こういうような状況でございます。

○伊藤道雄君 御説明によると、室長以外二名といふことで計三名のようですが、これも一つの組織でしようけれども、まあ名前ばかりの組織というふうな感じを受けるわけなんです。

そこで、このことについてさらに伺ひたいのですが、四十年の予算は一体どのくらい組まれておるのか。これも、さらに恒久的に、今後もこういうことが続けられていくのか。また、将来の計画のようなものが立てられておるのか。あるとすればどのようなものか、こういうことについてあわせて御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(大友一郎君) お答えいたします。まず予算の面、具体的な問題でございますが、申し上げますと、先般可決されました四十年の予算におきましては、印刷製本費百八十二万、翻訳料二十万五千を計上願つておるのでございます。ただ、これは憲法資料調査室、それだけでこの仕事にというふうなことでございまして、憲法関係の経費、これはもちろん拾つてみれば全部憲法関係のことに法制局の予算はなるわけでございますけれども、直接憲法に關係するといふ趣旨でございますから、この印刷製本費百八十二万、翻訳料二十万が私の室でいふわけに、私の考へなりの、そのとおりにいくというものでございまして、法制局といひまして、全般的に憲法の仕事を上において使われるわけでございますので、まあそういうことになっております。

それから今後のことということでございすが、それも最も端的には予算の面にあらわれるかと思ふのでありますけれども、これは来年度のことにつきましては、元来、まだ内部的にも相談するといふような時点になっておりません。これは大体、先生御承知のように、八月のころには一応それぞれの部局ですることになっておりますが、まだそれまでは間もあることでございますので、何らそういう相談というものを受けるのか、こちらからするとか、そういう事態にはなっておりません。ただよく然と感じますことは、特別のことではなくて、やはりいま静かに、勉強的に、先ほど申し上げましたような整理というふうなことが一応は考へられるのではなからうかと、そういう気持ちでございます。

○伊藤道雄君 次に伺ひたいのですが、法制局に憲法調査資料室を設置した、そのことについて伺ひたいと思ふのですが、法制局の設置法の第三条を見ても、法制局の所掌としてはこのような問題を取り扱うことができるのかといふような疑問の点があると思ふのですが、法制局設置法のどの条文によつてこの資料室を設置されたのか、こういうことについてひとつ御説明いただきたい。

○政府委員(高辻正巳君) 法制局設置法によります所掌事務は、ただいま御指摘のような第三条でございますが、第三条を通過していただきますとおわかりいただけたと思ひますが、とにかく広く言いますと、法制一般に関することは内閣法制局が所掌しております。そのほか個別の問題としては、法律問題に關して意見を述べるとか、あるいは法律案の審議立案をするとか、いろいろなこと事ここまかに書いてある部分がございますが、ともかくも内閣法制局という名が示すように、政府部内における法制局問題となりますと、よその部局ではなくして内閣法制局の所掌事務になるというのが、いままでの取り扱いでもございまして、内閣法制局設置法の第三条の趣旨とするところであるといふふうに考へております。

○伊藤道雄君 政府としては、従来からいろいろな形で憲法改正に対する国民の意思、いわゆる世論をどういふことから把握されてきたのか、こういうことをまず伺ひたいと思ひます。

○政府委員(高辻正巳君) これはいろいろ日常の行動等によつてもつかむことができますが、また世論調査によつて把握されていることだと思ひます。そういう面の調査というのは、心ずしも内閣法制局がやっておるわけではございませんが、われわれのほうでやっておりますことは、ただいま詳細にわたつて御報告いたしましたように、目下大ざっぱに言へば、憲法調査会の出されました報告書の勉強である、要するに整理と、それから補修調査であるといふようなことでございます。

○伊藤道雄君 この憲法改正問題に対する世論調査については、従来総理府が行なつてきたと思ふのですが、いわゆる世論調査といふことで、そこでこのことについて伺ひたいのですが、今日まで一体何回くらい実施されてきたのか、その実施の時期は大體いつやつたのか、また、どういふ方法で調査されたのか、こういうことで、そうして調査の結果それぞれの場合がみな違ふと思ひますが、それだけの結果は一体どういふことであつたか、こういうようなことをあわせてひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(竹下登君) これは総理府の広報室がこの問題のみならずすべての世論の世論調査等をやつておりますが、いま私も知つておる限りにいたしますならば、年一回八月といふことで動向調査といふものをやつた、このように聞いております。なお、詳しい点については、総理府の担当者をお呼びいたしてお答えしたほうがよからうかと思ふのでございます。

○委員(柴田榮君) 速記をとめて。

○委員(柴田榮君) 速記をつけてください。

○伊藤道雄君 それではその回答は、担当者が見えなつてからでつて結構です。そこで伺ひたいわけですが、憲法改正に対する世論調査の具体的なことについては後ほど伺ひたいと思いますが、この世論調査をもつて国民の憲法意識を把握しようとなさつておるのか。世論

調査をされるからには何か目的がなければならぬわけですが、憲法改正に対する世論調査をして、これが国民の声である、国民の意識であると、そういうふうな把握しようとしておられたのか、そうではないのか、こういうことを明らかにしていただきたい。

○政府委員(竹下登君) 憲法調査会の報告書がすでに出た今日におきまして、内閣としては、そういう池田内閣当時とワンステップ、そういう報告書の出たという事実そのものがある限りにおいて、動向調査等は、一そう注意深くこれを行なわなければならぬ、そういう考え方で、動向調査等を行なっておりますが、もとよりこの動向調査だけが、国民的次元でこれをとらえようとする憲法問題のすべての要素になるのではなくて、ほんのその要素の一部分である、このような理解のしかたでおります。ただし、いまの問題につきましては、総理府の広報室でいままでも実際にやってきたことなどを御答弁申し上げますならば、一そうそのものが、すべてそれにたよる大きな要件たらしめるといふものではない、ということを御理解いただけるのではないかと、かように考えております。

○伊藤道君 世論調査については今後も引き続き行なおうとする計画であるのかどうかということ、この点はいかがですか。

○政府委員(竹下登君) 本年度の予算の中には、行なうという予算が計上されて、先般両院を通過させていたしたのでございますが、来年度どうするかという点については、いまははっきりした方針は決定いたしておりません。

○伊藤道君 従来は総理府の広報室で扱ってきたという点ですが、今度設けられた憲法資料調査室です、この調査室と何らかの形でこれに關係してくるわけですか。全然關係しないのか、世論調査については、この点を明らかにしていただきたい。

○政府委員(大友一郎君) お答えいたします。これは憲法調査会の問題としても申し上げてい

きたいと思いますが、憲法調査会の世論調査は総理府の広報室がやるわけでございます、主体は、ただ、あそこがやりやすさの場合によりまして、その属するところに相談をするわけでございまして、そういう意味合いにおきまして、憲法調査会の当時、私、事務局におりましたわけでございしますが、ずっと相談を受けて、たとえばどういふポイントでやろうかといふ場合に、憲法調査会ではこういう点が参考人によって指摘されております、もしくは委員の意見の間に焦点となっておりまして、こういうことを申し上げてまいりまして、来年はこういうことをしたいと思つてい

るというふうなお話は伺つたり、そういうことはしてあります。それで、あちらとしましては、こゝまでは申し上げなくてあるいはいいんじやないかと思ひますけれども、いままでのことで内容的なことは、ちょっと気がつくことを言つてくれ、というふうな意味において、あるいは来るのじやなからうかというところだと思ひます。

○伊藤道君 次に問題を変えて、五月三日は、御承知のように憲法の記念日ですが、その憲法記念日に政府は、音頭をとって国民の祝日として記念行事を行なわなくてはならずで久しいと思ふのですが、この記念行事を行なわなくてはならぬ理由がなければならぬと思ふのですが、行なわなくなった理由は一体何処にあるのか、その点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(竹下登君) これも、国民祝日に関する点は総理府の所管でございしますが、私この点について調査、認識をいたしておりますことは、国民の祝日のことごとくを国家的行事として祝うということは今日ないわけでありまして、そこで、憲法につきましては五十年ということをやつてまいりまして、やはりこの辺で他の国民祝日と同じような扱いにしてはよくはないかということ

で、これが国家的行事が行なわれなくなつたというふうには私は理解をしております。

○伊藤道君 そのことは引き続いてお伺いする中でたまたまと思ふのですが、そこで諸外国の例をひとつ教えていただきたいと思ふのですが、かような国民的祝日を持つておりながら、記念行事として政府が実施しない、こういうような国があるのかないのか、もしあるとすればどういふ国か、こういうことを明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(竹下登君) その点につきましては、いまお答えする準備をいたしております。所管は内閣審議室であらうと思ひますので、後刻、審議室のほうへ調査をさせましてお答えさせていただきます。

○伊藤道君 いまお伺いしたことについては、私たちの立場からして、政府に対しては反省を求めてきておるわけですが、国民の祝祭日として五月三日、憲法記念日の記念行事をやるべきだ、という立場から、ところが、いま御指摘のとおり、最初五年間やったのだけれども、もうそろそろこの辺でやめて、他の祝日について考えるのだと、こういう意味の御答弁があったのですけれども、こゝういふところに問題があるのではなからうかと思ふのですが、いわゆる、政府としての現行憲法に対する感覚といふものは、考へ方、そういうところ

に問題があるわけですか。われわれとしては、もう五月三日、憲法記念日には記念行事をやるべきだ、という立場からお伺いしておるわけですが、そこで、いま官房長官がお見えにならぬので、われわれとしては、憲法記念日の記念行事をやらぬことに遺憾の意を表しているわけですが、そういう立場からお伺いしておるわけなんです、先ほどの御答弁ではどうも納得できないわけですが、それと

した深い根拠もないようで、ただするにやらない、ということの意味合いであつたわけですね。

○政府委員(竹下登君) 私の答えする範囲の外にあるような感じがいたしました、非常に慎重にかつあまり責任を持たないお答えをいたしましたかの

感じが私自身もいたすのでありますが、先生方から国家的行事を行なうべきであるという御要請のあるといふことは私も承知をいたしております。ただ、先ほど申し上げましたごとく、国民の祝日

ことごとくが国家的行事をもつて祝われていないといふことからして、するまでも申し上げしうか、五、六年目からそのほうへ右へならえした、こゝういふふうな私は理解のしかたで御答弁を申し上げたのでありますが、元来からいへば総理府の所管と思ひますので、以上のような御答弁で御満足がいただけない感じを抱きながら私も答弁を申し上げた次第であります。

○伊藤道君 国の祝日が多いといふので、その祝日に対して国がことごとく記念行事をやることはできないといふことのように思ふけれども、憲法はこれは違ふと思ふのです。国の最高法規であつて、これはまあ明らかにわれわれはこゝまで尊重の態度をとつてなければならぬわけですね。試みに九十九条を見ても「天皇又は摂政及び國務大臣、国會議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」と明確になつてゐるわけですが、で、先ほど申し上げたやうに、国の最高法規である憲法、この憲法記念日に国民の祝日として記念行事を政府は無視してゐる。無視してゐるから実施しないのではないのか。このことは「憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」という、こゝういふ九十九条の精神にもどうも参照して問題があるのではなからうか、こゝういふふう

に考えられるわけですね。この点はいかがですか。

○政府委員(竹下登君) 九十九条につきましては、私も先生と同意見であります、それがゆゑに国家的行事を行なわなければならぬ、これは非常にへ理屈になりますけれども、そういうものを制約するものではないかと思ひます。ただ、精神的な意味において、先生のおっしゃいますことは私自身は理解できるところであります。ただ、再三申し上げるようですが、この点については所管外でございしますので、明確なお答えを私

の責任においてなすことは困難だと思ひます。

○伊藤道雄君 繰り返してお伺いしております。この「憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」ということはもう明確になっておる。そういう前提に立つならば、この憲法発布の記念日に記念行事を中心にして憲法の趣旨徹底をはかる絶好の機会だと思ふのです。この記念行事を行なつてです。もちろん年に一回の記念行事だけで憲法の趣旨徹底はできないわけですが、国の最高法規であつて、何ものにも優先して考えられる国の大本であるこの趣旨の徹底をはかることは大事なことだと思ふのです。もうこの憲法を否定すれば別ですけれども、この憲法を尊重し擁護する義務を負つておるわけですから、現実にもうわれわれはそういう義務を負わされておるわけですから、そういう前提に立つならば、この憲法の趣旨徹底をはかることは必要だと思ふのです。必要だとすると、年間これの趣旨徹底をはかることが必要であらうけれども、特にその記念日に記念行事としてやることはふさわしいと思ふのです。こういうたてまえから、われわれが従来から憲法記念日に記念行事をやるべきだということを強く要請して今日に及んでおるわけですから、政府はいつの間にかこれを行なわなくなつてしまつたわけですね。一顧も顧みない。これが現状であらうと思ふのです。この点について、政府としてはどのようにお考えなのか。

○政府委員(竹下登君) 少し伊藤先生の御質問に対して、いま私の立場から明確な責任あるお答えをするにはふさわしくないような感じがいたしますので、この問題につきましては、私がいわゆる国民の祝日、これに伴う国家的行事は総務府総務長官の所管であるという御答弁を申し上げましたが、再三の御質問によつて、いわば憲法擁護の姿勢、政治姿勢の問題についてお答えをするほうが適當であるというやうな、私もお聞きしながら感じがいたしました。先生のおっしゃる御趣旨は大いに私自身尊重しなければならぬ、このやうに考えます。が、今日私が先生の御質問に対して、それならばかくしかじかでやりますと

いうことをお答えすることは無理ではなからうか。このやうに感じております。

○伊藤道雄君 これは立場がありますから、腹の中ですう思つておつてもなかなか答弁としては言えないこともあらうと思ふのです。その一つの例であらうと思ふのですが、結局現行憲法は何と近い将来、改正しようと思つておるわけですから、そういう理念が頭にありますから、そこでこれを改正しようというやさきに現行憲法の趣旨徹底を、記念日を中心にして行なつて徹底させようというところについては、これは、政府としての立場からすると、政府としての立場からすると、ちよつとまずいわけですね。改正ということを中心としていなければ、憲法記念日に記念行事を盛大にやつて、現行憲法の趣旨徹底をはかるでありましようけれども、現行憲法を何とか改正しようという、そういうねらいがあるから、どうも記念行事も、これを盛大に盛り上げるという意欲は出てこない、こういうことであらうと思ふのです。心中は、そうではないかと言へば、政府の立場としては、いや、そういうことはございませんとお答えになるだらうと思ひますけれども、ほんとうの真意はさうであらうと思ふのです。

そこで、このことを引き續いてお尋ねしても、そういう御答弁得られぬと思ひますので、それはその問題としてしばらくおいて、次の問題をお伺いしたいと思ふのですが、そこで次にお伺いしたいのは、参議院の選挙がいま近づいておるわけですが、これと憲法改正の問題について一点だけお伺いしておきたいと思ふのですが、新聞報道によりますと、五月三日自民党の参議院候補予定者のいわゆる激励会が新宿の文化会館で開かれたと報道されておるわけですが、その席上、佐藤総理が、改選問題についてこういうことを言われておる。イデオロギーにとらわれないで自由意思によつてわれわれの憲法をつくるべき時期にきてもよいと考へる。こういう意味の所見が述べられたというふう聞いておるわけですが、このことについての官房副長官としての御見解はいかがです。

か。

○政府委員(竹下登君) 私も、新宿文化会館でわが党の某公認候補者の、立候補予定者とも申しましようか、の激励会に総理が参りまして、その席上においてたゞ先生から御朗読がありまして、その趣旨の演説がなされた新聞紙上でも拝見をいたしましたのであります。このことが私はかねてから総理が申しておられますやうに、いわゆる憲法調査会というものが七、八年にわたつて種々検討を加へ、そのまとまつた結論はもとよりございせんが、各氏の意見が、報告書の形において政府並びに国会に提出されたということは、憲法調査会において討議がなされておる時点よりもそれだけ憲法問題そのものがワン・ステップ踏み出した、こういうふうな認識、そういうものにとらえ方によりまして、今日国民の皆さん方の動向をつかむということに、今日の努力をしなければならぬ、そういうことをかねて申しておるのでありますが、そういうものの進んできたか、いかにして、国民の動向をつかむ努力をしておる今日の時点において、その以前の状況よりも近づいてきたと、こういう理解で言つたというふうに、きょう実はこちらに参りますときに、新聞紙上に出ておりましたので、そういう質問があるであらうというところで、一応の見解を統一してまいりましたので、そういうふうにお伺いいたしますが、日本の憲法は、太平洋戦争による二百数十万の尊い生命の犠牲と、また、諸種の事情から生まれてきたわけですから、また、民主主義とか絶対平和主義、人権主義、この三つの大きな特色を持つておることは、ここで繰り返すまでもないわけですが、そこであれわれとしてはこの三つの特色を守り通す、そのことこそが私どもが全世界に約束した平和国家、文化国家としての日本を建設する絶対的な条件ではなからうかと思ふんですが、この点に關する基本的なお考えはいかがですか。

○政府委員(竹下登君) その平和主義、民主主義、人権尊重、この三本の柱は、その制定の経過

からいたしましたものとよりのことでございまして、それ以上にすでに今日国民の血となり肉となつておる、それがゆゑにこれはどうしても堅持すべきものであるという考え方には変わりございませぬ。

○伊藤道雄君 いまお答えになつたそのとおりならあまり問題ないと思ふんですが、昨年七月、憲法調査会が報告書を出したというこの内容を見ますと、どうも違憲の現実に憲法を合わせようとしておるやうに思ふんですが、あくまでやはり基本的な憲法に政治を合わせるということが基本的には考えられなければならない、こういうことにならうと思ひますが、この点はまあ非常に政治のあり方についての基本的な問題ですが、政府としてはどのようにお考えですか。

○政府委員(竹下登君) ちよつと先生の御質問の趣旨がとつさの場合理解できなかったものであります。違憲の現実に對して、憲法の上で、憲法を改正してこれに合わせるのか、解釈上で合わせるのか、いかうのが今日の政治の姿になつておるのか、という御質問のやうに私は理解をいたすのであります。さあ今日まで——今日までと申しますか、私もといたしまして、実はこの憲法につきましては、総理はじめ関係者数度となく議論を重ねております。そして、ひとつこの機会に訂正させていただきますが、自民党の憲法調査会としての統一意見というふうには先ほど申しましたが、これは調査会の会長、副会長という方々との意見交換である、こういうふうにしてこの際訂正をさせていただくのであります。いづれにいたしましても、三原則が国民の血となり肉となつておる今日、これらのものを擁護するといふことは絶対的なものであり、そうして今日いろいろの点における違憲性に合わせていくというよりも、憲法自体が、調査会の報告書が出て、これから国民の皆さま方に、法制局の中の調査室において問題点を整理して、あるいはこいねがわくは国会に調査会、そういうものを設けていただいて、逐次国民の皆さま方の御理解をいただいた上

で、国内的にも同様のにも不都合なものがあれば、これを問題点として国民的次元で解決しようというものでありまして、便宜的に違憲性のものを合憲たらしめるための改正を企図しておる、このような基本的態度ではないということが明らかに言えると思います。

○伊藤道雄君 この憲法調査会の審議の経過をよく調べてみると、私も大体三つに分けて考えられると思うのです。その第一は、まあ表面は改憲不要論であって、この方々は非常に少ない数であつたわけですね。基本的人には現行憲法の拡大解釈、こういうことでは共通になつていゝるようです。いわゆる現行憲法の拡大解釈論ですね。これで表面は改憲不要論ということになるわけですね。けれども、しかし、その形を最も極端に押し進めたのが高柳会長の意見であつたと思つてゐるのですが、たとえば核兵器の保持とか海外派兵も、これは拡大解釈すればできる、そういうものであつたわけですね。だからこれは、実質的には私もかから見れば、もういづつは改憲論である、そう指摘せざるを得ないわけですね。このことは歴代の保守党内閣が一貫してつゞけてきたわけですね。憲法空洞化の方針を将来に向かって延長したものである、そういうふうな立場として考へてゐるわけですね。このことに対するひとつ副長官としてのお考えはいかがか。

○政府委員(竹下登君) 高柳先生の改憲不要論でも申しましたが、これが私自身もその点につきまして、いわゆる現行憲法の拡大解釈——率直に申しまして拡大解釈とも申しますが、広い時点からとらえた解釈をすれば、すべての問題は現行憲法で間に合ふというふうな考え方であるやに私自身も感じてゐるわけですが、今日まで政府といたしましてつゞけてきた態度というものは、その中に私は、私の体験を通じてもたとえば——たとへばの話でございますが、憲法八十九条であろうかと思ひますが、公の支配に属しない宗教、教育等に公金を支出してはならない

という規定がございます。しかしながら、その教育そのものには出してはいけないが、教育の事業ならば、それと範囲がはずれてくるという非常に専門的な理解の上に立つた解釈によつて、社会教育法第十三条ですか、等が改正されたことを私も経験をしておりまして、憲法の解釈——これはまあ私よりも法制局長官がお答えになるのが当然であらうかと思ひますが、今日まで一貫して拡大解釈の方向でこれに対処してきたというのが、政府の姿勢であるということばはいたではないではないか。それだけの点についてそのつゞき法制局等と検討して、広い時点からこれが明瞭なる解釈をして當てはめておる、このように理解をしていただきたものだといふふうに考へます。

○政府委員(高辻正巳君) ただいま竹下副長官がおっしゃいましたのと同じ結論であることは申すまでもないわけですが、ただいまお話しのように、何か拡大解釈を政府がしておると、はつきりおっしゃつたわけではございませんが、われわれの内閣法制局——これはかなり伝統のある役所でございますが、これが審議立案の経過につきまして、いろいろな法律をいじつてつゞきまして、かなり厳格な態度でやっております。むしろ人によつては、それは拡大解釈じゃないかとおっしゃる方もあるかもしれませんが、またある人によつては、もう少し勇ましくてもいいんじゃないかという議論もあるぐらいでございますけれども、私どもとしては、私どもだけが憲法の番人だとは思ひませんが、やはりそういう点については十分の意を尽くしてやつておるつもりでございます。

それから憲法調査会の意見につきまして、その中の個別のいろいろな方々の御意見、これはいろいろな批評がございまして、とにもかくにも、やはり国民の方々の一つの考へのあるわけだと思ひ、われわれは同じようにそれは価値ある考へ方として見ていかなければならぬと思つております。憲法調査会の報告書は、御承知のとおり、

憲法調査会として一つの結論を出すというふうなことはなくて、やはりいまの憲法でよろしいという人の意見、あるいは憲法はある程度改正しなければいけぬという意見、そういうのがいろいろ出ている、公平に出ておると言つてもいいんじゃないかと思ひますが、そういうわけで、特に、とにかく憲法調査会の意見がこうであるというふうになつておるわけではございませんので、われわれは憲法調査会の報告書につきまして、なお多くの勉強をいたしたいと思つておりますが、さしあたり、政府の憲法解釈というものが、いかにも拡大解釈に墮してゐる、墮し過ぎておるといふようなことにつきましては、一言弁明したいと思ひます。

○伊藤道雄君 四十七名の方がいわゆる共同意見書を出しておられますが、その改憲論を一言にして要約してみると、これは福祉国家によつてどうもカムフラージュしてゐるというふうな解せられる向きがあるわけですね。そこで、この四十七人の共同意見書というものが、今後政府の改憲論の中心になつていくのではないだろうか、私どもとしてはそう考へておるわけなんです、あと一つの意見を後ほど申し上げるとして、どこまでもこの四十七人の共同意見書が、どうもわれわれの見るところ、政府の改憲論の中心の意見にならう、こういうふうな私どもの立場から考へておるわけですね、御見解を承つておきたいと思つたわけですね。

○政府委員(高辻正巳君) 憲法調査会では御指摘の共同意見書がどういふ経過をたどつて出ることになったかという詳細は、私自身よく存じませんが、いずれにしても、共同意見書は改憲論を述べる意味において提出されたといふか、つうになつておられますが、むしろ反対の立場の委員からも同様のものが提出されれば、当時の憲法調査会としては、おそらく同じような取り扱ひをしたものだと思いますが、調査会の報告書としては、改憲論者の共同意見なるものを特に重点を置いて報告してゐるものではないように私承知

しております。ところで、政府のほうはどうかというところでございますが、政府のほうは毎々申し上げておりましたように、とにもかくにも憲法改正という問題はまさに国民がする仕事でございまして、国民の意思に従つて改正をするかしないかというのが決定されるわけでございますので、直ちに政府が、たまたまあります改憲論、それがあつても政府の見解であるというふうな受け取り方をすると、これは相ならぬわけでありまして、やはり政府といたしましては、報告書を参考にすると、これはもちろんありましようが、それ以上に出て、それがすなわち政府の意見であるといふふうな直ちにこゝで申し上げるようなものでないことは、これは申すまでもないことでございます。

○伊藤道雄君 最近政府、自民党の間で盛んに福祉国家といふことが出てくるわけですね。福祉国家といふことを盛んに強調されておるわけですね。そこで、考へ方を、この際閣連がございまして、特に四十七人の共同意見書の方々は、この福祉国家といふことを盛んに表面に私どもから見ると、表面は福祉国家に重点を置くかのごとく見えるわけですね。そこで、福祉国家についてお伺ひするわけですが、これは資本主義制度を前提として、そのワタの中で働く人々の生活水準を高めていく、社会保障を行きわたらせる、そういう考へ方ではなからうかと思つたのですが、この点はいかがですか。官房副長官としてはどういふ意味に……

○政府委員(竹下登君) いま憲法調査会の報告書の中にあらわれたいわゆる福祉国家の概念、その意見の中にあらわれた福祉国家の概念についてのとらえ方については、法制局長官から御答ひいたしたのが適切かと思つておりますが、ただいま、政府として、福祉国家とは何ぞやというお尋ねだと理解するわけでありまして、これは先生のおっしゃつたいわゆる資本主義、自由主義経済理念の基盤の上に立つて勤労をするものに、それそれ社会保障等万般に行きわたらしていくべきも

のが福祉国家の概念である、その概念に私は全く間違はないと思います。ただ福祉国家というもののとらえ方につきまして、実はこれを議論をしたところでございますから、私も記憶しておるのではありませんが、勤労意欲ある国民が能力、適性に応じて働くところが、そして勤労意欲がありながらも働かざるを得ない数々の障害に対しては、国家保障もなされていくという、いうならば完全雇用の精神と社会保障の精神とを組み合わせたとともに福祉国家の理論というものを抽出していくのが最も理解がしやすいのではなからうか、このような議論をいたしておることを、お答えをいたしておきます。

○伊藤道雄君 最近、経済の高度成長という政策を推し進められてきて、確かに日本の経済は大きく発展してきたわけですが、この中で注意しなければならぬことは、その逆に貧富の格差がますます広がってきた、そういうことも見のがすことができないと思うのです。この格差があまりにもひどく開いてきたので、国民の間に非常にふんまんが高まってきた。政府としてもこれを何とかしておくわけにもいかないのです、そこで格差を縮めるための政策を表面打ち出してきたわけですが、それが福祉国家ということではなからうか——これはちょっとまだ後ほどの御質問であわせてお考えいただく御理解いただけたらと思うわけですが、質問の意味はわかっていただけたわけですが、ところが、現行憲法というのは、大体この精神からいって、いわゆる貧富の差のない明るい社会を建設するというのが現行憲法の目標であるわけですね。ところが、この現行憲法を改正してしまおうとする政府なり政党が、この憲法を改正する。明るい方向に向きつつある、貧富の差をなくすことを目標にしている現行憲法を変えてしまつたら、貧富の格差はなくなるのではないのか、こういう議論が成り立つと思うのです。その点に閣下政府としての見解はいかがですか。

○政府委員(高辻正巳君) ただいま伊藤先生の御っしゃいますように、憲法の歴史をながめてみますと、確かに十九世紀の憲法と二十世紀の憲法とは非常に違つておる。それは何が一番違つておるかというところ、やはり憲法の中に社会権といふものがある、そういうものが非常に大きく取り上げられてきておる。これはその最初の典型は例のワイマール憲法だと思ひますが、そういう意味で、この現行憲法もまたそういう面にならな大きな比重を持つておる。先ほど福祉という語がございましたが、端的には二十五条あるいは勤労の権利義務というよりなところであらわれておりますが、そういう問題はちょうど先ほど副官の仰せになりました。いわゆる基本的人権、社会権、自由権、発言権といふもの、そういうものに並ぶ一つのものとして社会権といふものがある、そういうものについて、これはやはり平和主義なり民主主義なりというものと相並んでこれを尊重していくというものは申すまでもないのだというお話がございましたが、そういう事柄が憲法改正の対象としてむしろ逆行していくというようなことはあり得ないことだと私は考えるわけでございます。したがって、いま御懸念になりますような事態というものは、御懸念には及ばないというふうに私自身は考えるわけでございます。

○委員長(柴田栄君) ただいま三井広報室長が出席いたしましたので、先ほどの憲法問題に関する世論調査についての質疑に対する説明を聴取いたします。

○政府委員(竹下登君) 先ほど伊藤先生からの御質問で、国民的な祝日に政府が何もしないという外国の例についての調査、これは今日ただいまの調査を命じたのでありますが、内閣審議室には現在その調べたものはないようでございますが、外務省儀典長室で在外公館からぼつぼつ資料を集めているところで、現在まとまつたものはないといふことを言つてまいりましたので、あしからず御了承いただきたいと思います。

○説明員(三井芳文君) 憲法に関する世論調査について御説明申し上げます。

憲法の世論調査は、動向調査として三十一年からすでに九回実施しております、三十一年については二回行ないました。

その内容といたしましては、憲法に対する一般国民の認識、それから憲法の内容における問題として天皇の問題、防衛の問題、基本的人権と公共の福祉の問題、家族制度の問題、その他制度上の問題、最後に憲法改正の賛否について調査をしたというところでございまして、四十年はいま集計中でございまして、まだまとまつておりませんから、結局三十一年から現在まで上がっているものは全部で九回でございますが、その内容はたいてい申し上げたような範囲になつておりますから、内容のこまかい点について担当の専門の参事官が来ておりますから御説明申し上げます。

○説明員(八段一郎君) 九回にわたつて調査をいたしたわけでございますが、それぞれの時点におきまして憲法問題の取り上げられる取り上げ方が非常に違つておる、そういうこともございまして、ほぼ同じ問題について調査をいたしてまいりましたのでございまして、質問のしかたが大體三回変わつておりますので、特に全体を通じて三十一年の調査と同じ質問をして三十八年はどういうふうに変つたかと、そういうふうなふうな御説明ができませんようにしております。

比較的那の間に変わりましたものとしては、防衛問題につきまして、自衛隊というものを肯定できないというふうな方が多かつた。比較的相対数であったのでありますが、それはかなり減少してきて、それから象徴としての天皇を認めるのが大多数になつてきた。しいていへばそのような点が一応変化をしてきたものとして調査にあらわれておるといふ点であらうかと思ひます。

それから憲法改正の賛否ということでございますが、これは非常に幅広く多くの人が回答できるように聞きますと、大體四割くらいが意見を述べます。それから少ししほつて聞きますと二割台が意見を述べます。それで憲法改正の賛否について

はほぼ同じく二割、二割と二割、一割と一割が賛成、反対という意向を漏らしておると、そういう事態でございます。

○伊藤道雄君 そこで、先ほどお伺ひした福祉国家についてと一、二点お伺ひいたしますが、この福祉国家を持ち出すにはいろいろ根拠があるかと私も思ひます。それは考へておるわけですか。

その一つとしては、たとえば第九条をまつてから取り上げて、あるいは海外派兵とかあるいは核武装、こういうようなことをあまりはつきりした意図を表面からふりかざすと、どうも国民の抵抗が強くなるであらう、こういうことを顧慮して、そこをなるべく福祉国家というふうな当たりやわらかいものを表面に出して、そうして憲法改正をやややすくする方向に持つていく、こういう意図があるのではなからうかとわれわれとしては考へておるわけなんです。その証拠に、共同意見書、先ほどお伺ひした四十七人の共同意見書はこの福祉国家というものを表面に出しておられるわけですね。しかしながら、実際にはそういうやわらかい福祉国家というふうなものを表面に出しておられますけれども、内容については憲法第九条の点についての改正の意図が十分具体的に出てきておるわけですね。こういうふうなわれわれの立場としては見ておるわけなんです。このことに対する官房副長官のお考えはいかがですか。

○政府委員(竹下登君) 私も政治家の端くれの一人でございますが、私自身自由民主党に籍を置いて、そして政治家として政策なり、また、国民自體に対処していったとき、わが国のあるべき理想像というものには福祉国家をいってほかにないといふふうな強い信念を持っております。私のみならず、わが党も、また佐藤内閣も基本的に高度福祉国家の建設というものを掲げておられて、この福祉国家という、はたさわりの、あるいは耳ざわりのいいことをもつてその下のよろい隠しておるというふうな御批判は、ただただけなしい御批判であらうと思ひます。ただ、四十七人の共同意見書の中にあつておる福祉国家という問題に

つきましては、法制局長官のほうからお答えするのが適當であらうと思ひますので、そのほうへ答弁を譲らしていただきます。

○政府委員(高辻正巳君) 福祉国家ということを強調することによって、憲法改正を何となしにその裏では考へてゐるのではないかと、いふうなことでござりますが、これはちよつとどういふ關係があるか、ちよつと私もここで考へてもすぐ出てまいりませんが、いずれにしても、先ほど触れましたように、現行憲法そのものの、もつと深く言えば民主主義というものを政治の指針としておるところでは、福祉国家というものはその一つのあらわれといひまして、これはむしろ當然のことだらうと思ひます。むしろ、そうは言ひましても、現内閣が特にその憲法のその面を取り上げて、そこを拡充整備して、いこうというのを政策の第一に取り上げて、いこうというところは、むしろ大いに意味があると思ひます。が、私には、私には憲法がそういう精神を持つてゐるの、現内閣が特にその精神を取り上げて、實際の面においてもその福祉の充實、いひますか、そういう方面に政治の主眼点を置いて、いこうというの、これはもとと憲法の趣旨に即した、また、現内閣としては最も力を注ぐ政策として掲げてゐること、そのことはそのままにお受け取っていただいていいのじゃないか。それが憲法改正問題として出てくるのか、いろいろ想像すれば出てくるかもしれないが、これはもう率直にお受け取りたい。いいのじゃないか。私は、これはなにかつてなことを申し上げて恐縮ですが、そういうふうな率直に、すなおに、いひますか、考へますと、そうじゃないかといふうな感じがいたします。

○伊藤道雄君 この四十七人の共同意見書に出された方々の意見をいろいろしぼつてみると、やはり言論とか結社、あるいは集会、こゝういふ自由ですね、いわゆる自由の基本的権利、これをただそのまゝ正面から制限するのではなくして、公共の福祉といふことを強調しながら、こゝう

いう基本的権利を制約して、こゝういふ意見が四十七人の共同意見書の内容を一覧してみると、そういう感じが抱かれるわけですね。このことについては官房副長官としてはどのように考へておられますか。

○政府委員(竹下登君) これはいわゆる現行憲法の確立した基本的人間尊重の原則は、かたくこれを維持すべきものであると考へますが、しかしながら、この現状において、基本的権利のあり方が個人の権利自由を尊重するに急なあまり、その義務と責任を軽視してゐるきらいがある。そういうことで、福祉国家といふものが社会連帯の理念に立つべきものである限りにおいて、いわゆる公共の福祉といふ点からこれを見直すべきではないかと考へる。その基本的権利の限界といふものを明示すべきものではなからうかといふうな意見がある。私も記憶いたしております。が、それそのものは基本的に人権尊重の基本的な考え方を貫くという限りにおいて、そういう前提の上に立つた場合、そうした意見そのものは、私は今後大いに参考とすべきものではあるといふうな認識をいたしております。

○伊藤道雄君 たとえば日本で国家公務員——地方公務員もそうです、それから公共企業体の職員ですね、これはいわゆる公務員法などによつて、いわゆる公共の福祉の名のもとにストライキ権が奪われておるわけですね。これがまあ現実の姿だ。これはさう先般のILOでも非常に問題となつておるところだと思ひます。そこで、福祉国家論者も、実はこの状態をいわゆる重要な産業全部に対して推し広げて、いこうとするの、はなからうか。このいわゆる公共の福祉といふことを表面に立てて、たとえば公務員とか、公企業の職員、そういうものはストライキなどの権利を奪われておる、こゝういふ姿を、公共の福祉といふことを押し立てながら、特に重要な産業全般にわたつたこゝういふ方向を推し広げようとしておる意図が、この四十七人の共同意見書の内容をみると、こゝういふ感を抱くわけですね。こゝういふことは、これ

は官房副長官がこゝういふことを考へておることではない、四十七人の共同意見書の論議の中には、こゝういふことが察知できるわけなんです。この点に対してはどのように政府としては考へておられますか。

○政府委員(竹下登君) いわゆる労働基本権——私の理解いたしておりますのは、団結権、交渉権、争議権といふふうな理解いたしておりますが、これが公企業ないし公務員等に、これらの権利が、今日それぞれ公共の福祉といふたてまえから制限されておることは先生御承知のとおりであります。で、これらの問題につきまして、先般のILO案件通過の際のいわば修正の内容におきまして、それらの問題が、将来公務員制度審議会等の場において、労働基本権の問題が議題として論議されるというところは、国会の場においても、また、私どもの先般下ライヤー提案に基づく定期的会合の準備会の際にも、相互の意思の統一をはかつておるところであります。が、それはあくまでも今日の時点における私どもの考えでありまして、四十七人のの方の共同意見書の中で、私は公共福祉の名のもとに基本的権利が不当に制限されるおそれがある、また、正当な理由による基本的権利の制限が、その基本的権利の限界を示す、何と申しましうか、基本的権利が公共の福祉といふものに制限される。逆にまた基本的権利を尊重のあまり、公共の福祉といふものの、権利の乱用からして義務等が顧みられないといふうな点がその意見書の中にあつて、基本的権利の限界を明確、適正に規定する必要がある。その趣旨の意見があつたように記憶いたしておりますが、これそのものが、すべて先生のいまおっしゃつたいわゆる労働基本権、なにかんなく同交権、争議権等々、公企業、公務員、そういうものをいふわけにつけていくための隠れみのであるといふうな理解のしかたは私もいたしております。ま、今日ILO案件通過の際を通じての私どもの基本的な考え方からいひますと、こゝういふものの考え方はないといふことは御理解をいただ

るものである、こゝうに考へております。

○伊藤道雄君 戦前の日本とか、ヒトラーのドイツ、あるいはムッソリーニのイタリア、こゝういふところで労働者のいわゆるストライキ権とか、基本的権利が極端に抑圧されておつたのです。これは表面は公共福祉の名のもとにこゝういふ権利が抑えられてきたことは、これは現実だと思ひます。これを思い合はせて考へる場合に、福祉国家論者が何を一体ねらつておるのか。先ほどの四十七人の共同意見書、この中に流れておるものは、公共福祉といふことを表面に押し立てて、こゝういふ論議が主要な部分を相占めておると思ひます、こゝういふ意見書を見ると、こゝういふ点についてはどのように考へておられますか。

○政府委員(竹下登君) 私は先ほど申し上げましたが、基本的権利が公共の福祉の名において不当に制限されることをむしろおそれるという立場、いま一つは、ただいま先生のおっしゃつた考え方を、少くも先生の考え方のようなことを援用していただきますならば、公共の福祉による制約に該当しないとしてみだりに権利を主張する。こゝういふ両面からとらえた意見書の、基本的権利の限界を明確適正に規定する必要があるといふうな意見書の内容である。かように私どもは理解しておりますので、先生のおっしゃいます公共の福祉の名において不当なる弾圧を加えるといふ意味よりも、むしろ公共の福祉の名において不当に制限されることがないといふ立場から、明確適切な規定をすべきではないか、こゝういふ意見であると私は理解をいたしております。

○伊藤道雄君 先ほどの憲法調査会の審議の経過を見て、大体私どもの立場からは三つに分けて考へられる。一つはいわゆる拡大解釈論であり、高柳会長を中心としたもので、しかし、これは実質的には拡大解釈論でなくして、いわゆる改憲論の一種であるといふ点。それからいまお伺ひしておる福祉国家を表面に押し立てた四十七人のの方々の共同意見書、そこで第三の意見として考へられる

昭和四十年五月三十一日印刷

昭和四十年六月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局